

広域水道常任委員会記録

令和5年11月10日（金）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和5年11月10日(金)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 森 正明 副委員長 本石 篤志
委員 嶋村 ただし 委員 桐生 秀昭
委員 山下 正人 委員 尾崎 太
委員 花上 喜代志 委員 橋本 勝
委員 木庭 理香子 委員 川島 雅裕
- 4 委員外議員 議長 佐藤 祐文
- 5 議事説明者 企業長 浅羽 義里 副企業長 山隈 隆弘 理事 秋元 康由
危機管理室長 三橋 俊郎 総務部長 津田 宏 浄水部長 小池 健一
建設部長 依田 一仁
ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 大江 伸治 ほか書記5名
- 7 議事日程
 - 第1 付託事件の審査
 - 議案第5号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業
会計における利益の処分について
 - 認定第1号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業
決算の認定について
 - 第2 業務状況関係の調査

○森委員長

おそろいですので、ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

これより日程第1、付託事件の審査を行います。

はじめに、委員会の運営についておはかりいたします。

委員長といたしましては、議案第5号及び認定第1号については、一括して議題とし、それぞれ当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば、委員会として、当局に要求した後、閉会し、次回、11月20日に再度質疑を行い、採決と考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

これより議案第5号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計における利益の処分について及び認定第1号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定についてを議題といたします。

なお、今後の当委員会における当局の説明は着席にて行ってください。

それでは、当局の説明をお願いします。

津田総務部長。

○津田総務部長

それでは、議案第5号と認定1号について一括して説明させていただきます。

まず右側に5と振ってあります広域水道常任委員会資料、利益処分関係をご覧ください。

議案第5号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計における利益処分についてご説明いたします。

1 処分の概要でございます。

後程ご説明する令和4年度の水道用水供給事業会計決算におきまして、未処分利益剰余金として計上いたしました、96億405万余円の利益処分を行うものでございます。

(2)の利益処分の内容については、大きく分けて2つございまして、1つは、令和4年度に減債積立金及び建設改良積立金を取り崩したことに伴う処分として40億4,365万余円を自己資金に組み入れるものであります。

2つ目は、令和4年度決算において計上した利益である55億6,039万余円につきまして、今後の企業債償還とし、施設整備にバランスよく対応するため、2分の1の27億8,019万余円を、

企業債償還の補填財源として減債積立金に積み立て、残りの2分の1の27億8,019万余円については、今後の施設整備費の財源として建設改良積立金に積み立てるものでございます。

続きまして、6と振ってあります広域水道常任委員会資料、決算関係をご覧ください。

令和4年度決算の概要の表紙をおめくりいただき、裏面の目次をご覧ください。

1の概況から9の実施計画との比較について順にご説明いたします。

1ページをご覧ください。

令和4年度決算の概要です。

1の概況、(1)令和4年度決算の主なポイントです。

まず、1つ目の丸、純利益につきましては、予算に比べ約17億5,400万円増の約55億6,000万円となり、1つ飛びまして、3つ目の丸、累積資金残高は、予算に比べて21億6,800万円増の約107億7,600万円となりました。いずれも予算での見通しより改善し、上回る結果となっております。

2つ目の丸、ピーク時には4,000億円を超えていた企業債残高につきましては、前年度の令和3年度から約118億5,400万円減少し、約682億9,200万円となり、償還は着実に進んでおります。

次に、(2)の収支の状況です。

収益的収支では、営業収益と営業外収益を合わせた収入が約460億8,800万円となり、予算対比で約2億800万円の減収となりましたが、一方で、営業費用と、企業債利息等の営業外費用を合わせた支出は約398億2,500万円となり、当年度純利益は約55億6,000万円となりました。

予算対比では約17億5,400万円の増益となっております。

また、資本的収支では、収入が、企業債、補助金等、その他資本的収入で約24億4,000万円。支出が一般建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金で約223億600万円を計上し、収支の差し引きは約198億6,600万円の不足分となりましたが、この不足につきましては、損益勘定留保資金等で補填しました。

次に、(3)の令和4年度に実施した主な事業でございます。

令和4年度は神奈川の広域水道ビジョンを実現するための具体的な実施施策として策定した実施計画の2年目に当たり、用水供給業務を着実に実施するとともに、ビジョンに掲げた将来像の実現に向け、計画に掲げた各施策の着実な推進を図りました。実施いたしました主な取組みを記載しておりますので、後程ご確認ください。

2ページをお開きください。

2 用水供給業務です。上の表、供給水量内訳をご覧ください。

令和4年度の年間総給水量は、表の最上段、水色の網掛け部分、予算では、構成団体合計で4億8,420万余立方メートルを予定しましたが、決算では4億7,149万余立方メートルとなり、予算と比べ1,270万余立方メートルの減、率にいたしますと、2.6%の減となり、予算に対し、若干の供給水量の減少となりました。

上の表の下段には、事業別と団体別の対予算の内訳の水量を示し、また、下の表には、対前年度の供給水量内訳がございますので、後程ご確認ください。

右側の3ページをご覧ください。

まず、下のグラフをご覧ください。

このグラフは、構成団体が、各ご家庭に給水する水のうち、企業団からの受水で賄った割合がどの程度あるかを、過去5年分を示したものでございます。企業団からの受水で賄った量の割合は、棒グラフのオレンジ色の部分のとおり、概ね50%を少し下回る程度で横ばいで推移しております。

上のグラフは、下のグラフの令和4年度の棒グラフを構成団体別にお示したものでございますので、後程ご確認ください。

4ページをお開きください。

3 予算との比較です。

(1)の収益的収入及び支出について、5ページの表を用いて説明いたします。

こちらの表は、令和4年度の予算額と決算額を比較しております。数字が2段書きの部分がございますが、令和4年度は補正がございました関係で、上段の括弧書きは、当初予算額、下段が補正流用後の予算額となっております。

初めに収入ですが、表の2行目、水色の網掛け部分収益的収入では、構成団体への供給水量が減少したことで、予算額に対して約2億800万円減の約460億8,800万円の収入となっております。

続いて、支出ですが、表の中段、水色の網掛けにありますとおり、収益的支出は予算額に対して約19億7,700万円減の約398億2,500万円の執行となりました。減少した主な原因は、収益的支出の4つ下の段、委託料において、令和4年度は台風などの自然災害による水処理への影響が比較的少なかったこと、具体的には浄水場の排土運搬に関わる費用等が減少したこと、さらに4行下、薬品費で浄水処理に使用する薬品費などの生産コストが減少したことなどによるものでございます。

その一方で、薬品費の一つ上でございます動力費では、燃料価格の高騰等に伴いまして、電気料金の上昇が続き、動力費の執行が増加いたしました。昨年の11月議会定例会におきまして、動力費予算について、増額補正をお願いし、対応いたしました。括弧書きの当初予算額との比較では、10億円を超える予算超過となっており、全世界的な燃料価格の高騰が企業団の財政運営にも非常に大きな影響を受けたことがおわかりいただけると思います。

なお、動力費の3行下のダム管理費では、神奈川県に管理を委託しております、三保ダムの修繕工事が繰り越されたことにより、約1億5,400万円を翌年度に繰り越しております。

また、ダム管理費の4行上の修繕費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、工期が延長になったことから、未執行額が約1億2,100万円発生しましたが、そのうち約9,000万円を、令和5年度に繰り越いたしました。

表左側の円グラフにつきましては、収益的収入と支出の内訳の割合をお示したものでございますので、後程ご参照いただければと思います。

6ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出について、下の表を用いて説明いたします。

表の2行目、水色の網掛け資本的収入をご覧ください。

資本的収入は、決算額において約24億4,000万円となり、予算額に対し約3億3,500万円の減少となりました。減少の主な要因としては、一般建設改良費の起債対象事業が減ったことにより、財源となる企業債の借入が減になったことによるものでございます。

続きまして、表中段の水色の網掛け部分でございます。資本的支出につきましては、予算額約247億700万円に対し、約24億円減の約223億600万円の執行となりました。残額約24億円のうち、約9億8,300万円を翌年度に繰り越し、約14億1,700万円を不用額といたしました。

不用額を生じた主な要因は、一般建設改良費が入札の結果によって減となったことなどによるものでございます。なお、表の最下段、資本的収支差額では約198億6,600万円の不足を生じましたが、損益勘定留保資金等で補填をしております。

表の左側の円グラフにつきましては、資本的収入と支出の内訳の割合をお示したものでございますので、後程ご参照いただければと思います。

右側7ページをご覧ください。

(3)の資金収支内訳でございます。

下の表でご説明いたします。

表の上から4行目の損益が、一番右側の列の増減の欄にあるとおり、約17億5,400万円改善したことなどにより、表の最下段でございますように、年度末の累積資金残高は約107億7,600万円となり、予算時の見通しより約21億6,800万円の増加改善となりました。

ページをおめくりいただき、8ページをご覧ください。

4 前年度決算との比較でございます。

(1) の収益的収入及び支出について、9ページの表でご説明いたします。

表の上から2行目、水色の網掛け令和4年度の収益的収入は約460億8,800万円で、令和3年度に対し約4億500万円の減収となりました。これは、供給水量が3.3%減少したことが影響したものでございます。

続いて、表の中段の水色の網掛け令和4年度の収益的支出は約398億2,500万円で、令和3年度に対し約8,300万円の減少となりました。

支出の内訳ですが、7行下の動力費の欄をご覧ください。令和3年度の動力費執行額が約34億4,300万円であるのに対し、4年度は47億6,900万円と、4割近くも増加しており、年度間の比較を見ても、令和4年度は、動力費の影響が非常に大きかったことがおわかりいただけると思います。しかし、表の下から5行目、6行目の減価償却費等や支払利息等が大きく減少したことにより、支出全体で言いますと、結果的にはほぼ例年前年並みの執行額となっております。この結果、表の最下段に記載のとおり、当年度の純利益であります、損益は、前年度対比で約4億7,600万円の減益となる、約55億6,000万円となっております。

全体的な傾向でございますが、減価償却費や支払利息といった過去の建設投資に伴うコストは減少傾向にある一方、施設の老朽化のほか、労務単価や資材単価の増などによる生産コストや維持管理コストの増加傾向が続いております。水処理費用の増加傾向は、今後も継続するとの認識であり、なお一層の経費節減に努めなければならないと考えております。

続いて、10ページをご覧ください。

参考として、人員の推移のグラフをお示ししております。

上のグラフは、過去5年間の人員の推移、下のグラフは人件費の推移を表しておりますので、後程ご確認ください。

なお、上のグラフのオレンジ色の部分ですが、令和2年度より、会計年度任用職員制度の新設に伴い、会計年度職員がカウントの対象となる職員として加わっております。

右側11ページをご覧ください。

(2) の資本的収入及び支出についてでございます。下の表でご説明いたします。

表の2行目、水色の網掛け資本的収入をご覧ください。

資本的支出の財源となる令和4年度の資本的収入は約24億4,000万円で、その内訳は企業債が約22億8,600万円、補助金約1億5,300万円、その他資本的収入約17万円となっております。令和3年度と比べますと約4,600万円の減少となっております。主な増減の理由でございますが、企業債の発行は、起債対象事業費の減に伴い減少しております。

一方で、補助金につきましては、補助対象事業費の増加に伴い増となっております。

次に、表の中段、水色の網掛け資本的支出の欄をご覧ください。

令和4年度の資本的支出は約223億600万円で、令和3年度に対し約4億5,900万円の増となりました。これは2行下の一般建設改良費が令和3年度に比べて約15億1,600万円と大幅増になったことによるものです。

その下の企業債償還金につきましては、企業債残高の逓減により、令和3年度よりも約10億5,300万円減になっているんですが、これを上回るペースで、施設更新等を行っているということでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

12ページ及び13ページでは、一般建設改良費の内訳と、過去5年間の推移を記載しておりますので、後程ご確認ください。

1枚おめくりいただき、14ページをご覧ください。

14ページ及び15ページでは、企業債償還金の償還額と残高について、その内訳と推移を記載しております。

15ページの下グラフをご覧ください。

こちらは企業債残高の推移を年度別でお示したものでございますが、棒グラフの上のオレンジ色で表している、相模川水系建設事業第1期で借り入れた企業債の残高が、右肩下がりになっており、順調に償還が進んでいることがおわかりいただけると思います。

続きまして16ページをご覧ください。

16ページ、17ページは財務諸表でございます。

16ページが損益計算書、17ページは貸借対照表を記載しております。

16ページの損益計算書につきましては、先ほどまでご説明して参りました、収益的収入の状況のとおりであります。説明と表が消費税抜きでの表記となっておりますので、その点だけご注意ください。

右側の17ページをご覧ください。

8 貸借対照表です。

表最上段の固定資産につきましては、増減欄のとおり、約 91 億 8,200 万円減少しておりますが、これは建設改良工事による新たな資産の取得よりも減価償却等による資産の減額が上回ったことによるものです。つまり、老朽化が進んでいるということを示しております。

5 番目にあります、流動資産につきましては、3 年度の比較で約 3 億 5,400 万円減少しましたが、これは主に預金の減によるものです。

その 2 行下、固定負債については、約 106 億 6,500 万円減少していますが、これは企業債の償還が進んだことによるものでございます。

その 2 行下、繰延収益については約 34 億 8,000 万円減少していますが、これは国庫補助金などの長期前受金の増加よりも、これまでに国庫補助金により取得した資産の減価償却による減少が大きく上回ったことによるものでございます。

表の下から 2 行目でございます、利益剰余金については、約 37 億 8,800 万円増加しましたが、これは建設改良積立金の積み立てと、減債積立金の積立額が、取り崩し額を上回ったことにより、増加したものでございます。

18 ページをご覧ください。9 実施計画との比較について、下の表を用いてご説明いたします。

表の 3 行目をご覧ください。令和 4 年度決算の損益約 55 億 6,000 万円は、実施計画に対し約 6 億 2,700 万円を上回る純利益となっております。

次に、表の下から 2 行目をご覧ください。

ここでは、繰越充当財源を含む累積資金過不足額を記載しておりますが、実施計画に対し、約 50 億 8,600 万円増加の約 120 億 500 万円となっており、損益・資金のいずれにおいても、実施計画の見通しを上回る決算状況となっております。

以上が、令和 4 年度決算の概要でございますが、参考資料として、令和 4 年度資金不足比率をお付けしておりますので、説明させていただきます。

右側の 19 ページをご覧ください。

表の下、小さくて恐縮ですが、米印に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が記載してございますが、この第 22 条第 1 項の規定により、毎年度この資金不足比率を算出することになっております。令和 4 年度の資金不足比率につきましては、算定の基礎の表に記載されているように、表の 3 行目でございます、流動資産の額が表の 1 行目でございます、流動負債の額を大きく上回っており、比率を算定すべき資金不足は生じておりません。

令和 4 年度決算の概要につきましては以上でございます。

○森委員長

ご説明ありがとうございました。以上で説明が終わりました。

それでは、議案第5号及び認定第1号について質疑を行います。

質疑のある方は順次ご発言をお願いします。

○森委員長

質疑がないようですので、質疑は以上で終了いたします。

それでは議案第5号及び第認定第1号については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

よって、次回引き続き調査を行います。

次に、日程第2 業務状況関係の調査を行います。おはかりいたします。

委員長といたしましては、業務状況関係について、当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば、委員会として、当局に要求した後、閉会し、次回、11月20日に再度質疑を行いたいと考えておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

小池浄水部長。

○小池浄水部長

それでは、右上、7と記載がございます、広域水道常任委員会資料、業務状況関係をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。

1、令和5年度上半期における供給事業の実績等につきましては、私、浄水部長から、
2、実施計画の実施状況及び3、5事業者による水道システム再構築の取組みにつきましては、
依田建設部長からそれぞれ分担して説明させていただきます。

それでは1ページ上段の(1)供給水量の実績でございます。

令和5年度上半期における供給水量は2億5,266万700立方メートルを見込んでおりましたが、実績は、構成団体の工事による企業団からの供給水量の増量が当初見込みよりも少なかったことに加えて、水需要の減少によりまして、3.4%減の2億4,394万9,690立方メートルとなっております。

また、上半期における1日最大供給水量は、令和5年6月4日に記録した150万8,940立方メートルをもって、1日平均供給水量は133万3,058立方メートルとなっております。

構成団体別の供給水量の実績は次の表のとおりでございます。ご確認くださいと思います。次に(2)水源水質管理業務の実績でございます。

企業団及び構成団体は、平成27年4月に「広域水質管理センター」を共同設置し、各事業体が個別に実施してきた水源水質管理業務を統合し、効率的に行っております。

令和5年度上半期における水源水質情報に基づく水源臨時調査事例は20件で、広域水質管理センターは関係機関と連携をして、一元的に対応いたしました。

次に(3)洪水時における危機管理対策でございます。

横浜地方気象台から小田原市内にあります飯泉及び海老名市内にあります社家の両取水管理事務所の所在地域に対しまして、降雨に関する注意報または警報が発せられた場合や、堰への流入量等に応じ、下表に示すように準備警戒態勢を始め、3つの区分の洪水警戒体制によりまして、河川の洪水に備えております。

警戒体制に応じて職員を増員配備し、警報車による河川巡視や堰ゲートの操作、関係機関との連絡など、安全安定的に取水するための堰の管理を行っております。

令和5年度上半期の洪水警戒体制配備の実績は以下の表のとおりとなっておりますので、ご確認くださいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○森委員長

依田建設部長。

○依田建設部長

それでは2ページをお開きください。2 実施計画の実施状況についてご説明します。

(1) 令和4年度実施計画の実施状況についてです。

実施計画の2年目となる令和4年度の各取組みは、全体として概ね順調に進捗しています。

なお、一部工事などで材料の不足等により遅れが生じた取組みもありますが、これらについては、工期等を見直し、着実に遅れを解消していきます。

主な取組みと実施状況は次のとおりです。

I 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理についてです。

再構築事業については、令和8年度以降の事業本格化に向けて、構成団体とともに、施設整備内容の検討などを進めています。

併せて、老朽化対策や脱炭素化についても計画に沿って進めています。

再構築事業についてです。浄水場の廃止、増強の対象やその規模、必要となる送水管路等の整備など、再構築に必要な施設整備の概要を5事業者で取りまとめています。

効率的な水運用についてです。上流水利権の活用に向け、河川管理者との協議を行っております。

老朽化対策についてです。計画に沿って工事業務委託を実施しております。

しかし、半導体不足等の影響により、一部の工事で工期を延長しています。

脱炭素化についてです。第3次地球温暖化対策実行計画を策定しております。

II 自然災害や多様なリスクへの対応強化についてです。

耐震補強工事については、令和5年度の主要施設の耐震化完了という目標達成に向けて、計画どおり進めました。また、浸水、停電、テロなど多様なリスクへの対応のほか、災害訓練にも取り組みました。

耐震化についてです。調整池等の耐震補強工事を実施しています。

浸水対策についてです。飯泉取水堰の開口部の改良、各取水施設全体を囲む防水壁設置の検討を行っています。

停電対策についてです。相模原ポンプ場の非常用発電設備の更新、西長沢浄水場受配電設備の2系統化等の実施、非常用発電機の燃料タンク増設に向けた検討を行っています。

テロ対策についてです。浄水場のカバー対象施設及び範囲等の検討を行っています。

災害訓練についてです。各種訓練、既存マニュアル類の見直しの実施を行っております。

3ページをご覧ください。

III 経営基盤の強化についてです。

水道施設の再構築、老朽化対策や危機管理対策など、今後の施設整備に必要な財源の確保を進めたほか、人材の確保、育成に取り組みました。

また、官民連携や、DX推進に向けたデジタル推進課の設置など、業務効率化に向けた取組みを進めました。

財源確保についてです。将来の施設整備の財源を確保するため、建設改良積立を実施したほか、動力費高騰への対応や再構築に必要な財源の確保に向け、国への要望を実施しました。

官民連携についてです。浄水場の水処理やドローンによる施設点検に係る共同研究を開始しています。

人材確保についてです。用地関連の専門職を採用しています。

DX 推進についてです。デジタル推進課の設置や、DX 実行計画の検討を実施しています。

なお、DX 実行計画は令和 5 年度に策定済みとなっております。

(2) 実施計画の中間評価の取り組みについてです。

「かながわ広域水道ビジョン」に掲げた最適な水道システムの実現に向け、実施計画前半 3 年間の各取組みの実施状況を評価し、後半 2 年間の取組みを着実に推進していくため、中間評価を行います。

中間評価にあたっては、外部有識者 5 名で構成される「実施計画評価委員会」を設置し、専門的見地から意見をいただきながら評価を実施し、評価結果については、議会に報告し、公表します。

今後のスケジュールについては、下表のとおりです。令和 6 年度の 7 月臨時会で議会報告をした後、公表する予定で進めて参ります。

4 ページをお開きください。

3 5 事業者による水道システム再構築の取り組みについてです。

(1) 水道システム再構築についてです。

5 事業者では、水需要の減少、施設の老朽化、災害の多様化、激甚化に対応するため、「水道システムの再構築」に取り組んでいきます。

このうち、浄水施設の再構築については、浄水場の統廃合による将来の水需要に見合った適正な規模への段階的なダウンサイジング、浄水場廃止に伴い必要となる管路や事故災害時のバックアップ機能強化に繋がる管路等の整備について、5 事業者で検討し、その内容を「施設整備の概要」にまとめ、令和 5 年 5 月に公表しました。

5 事業者の水道システムの再構築の目標については、表のとおりです。

水道施設の再構築、上流取水の優先的利用、取水・浄水の一体的運用の 3 つの方向性に対して、それぞれ目標・効果を示しています。後程ご確認ください。

施設整備の概要についてです。

1) 水道施設を将来の水需要に見合った適正な規模に再構築についてです。

最新の水需要予測をもとに、各施設の規模を決定します。

5 ページの上段左側にある水道施設の再構築 5 事業者全体の浄水能力をご覧ください。

現在5事業者で11浄水場、約429万立方メートルある能力を将来的な目指す姿として、8浄水場、約332万立方メートルにダウンサイジングします。

これによるコスト削減効果は、施設整備費で902億円、維持管理費で年間13億円から24億円となります。

4ページにお戻りください。

2) バックアップ機能向上に向けた施設整備です。

廃止浄水場の給水エリアに給水するための施設整備に加え、災害時に備え、バックアップ機能向上に繋がる管路を整備します。

ここでいうバックアップ率は、一つの浄水場が停止しても、他浄水場系統からの応援により給水を継続できる割合のことをいいます。現状69%あるものが96%まで向上します。

上流取水の優先的利用についてです。

水需要の減少に合わせ、可能な限り上流からの取水に変更します。CO₂排出量削減については、最大で年間2万6,700トンを見込んでいます。

5ページをご覧ください。

(2) 検討状況についてです。

① 5事業者による検討状況についてです。

水道施設の再構築に必要となる施設整備について、「施設整備の概要」に基づき、具体的な費用負担や工程などの検討を進めており、令和5年度中に5事業者共通の施設整備計画を策定します。

このうち、費用負担については、これまでも各団体の開発水量に応じて、施設整備費の負担を行ってきた経緯から、責任水量制による受水費での負担を踏まえ、長期的視点に立って、施設整備費の負担方法の検討を進めています。

② 財源確保に向けた国への要望活動等についてです。

来年度の国における水道行政の移管を見据え、国土交通省と厚生労働省に対し、5事業者、神奈川県及び水道関係団体を通じて財政支援や制度改正の要望活動を行っています。

特に国交省に対し、5事業者による水道施設の再構築や上流取水の優先的利用の取組みが、国が進める「国土強靱化」や「脱炭素化」に資するものであることや、こうした取組みに対する補助金等の拡充の必要性などをご理解いただくための意見交換会を開催しました。

私の方の説明は以上になります。

○森委員長

以上で、業務状況関係の説明が終わりました。

それでは、日程第2について質疑を行います。

質疑のある方は順次ご発言をお願いします。

桐生委員。

○桐生委員

はい。それでは改めて、5事業者による水道システムの再構築の取組みにつきまして、何点かお伺いをします。

今も説明の中にありましたが、5事業者の再構築の目標は大きく3点。こんなふうに思います。3大目標っていうのが、一つ目は水道施設の再構築。二つ目は上流取水の利用。三つ目は取水・浄水の一体的運用と理解をしておりますが、確認の意味で、そのとおりですか。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

お答えいたします。ただいま委員のおっしゃったとおりでございます。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

令和3年の3月に、神奈川県内広域水道企業団としてビジョン実施計画が作成され、現在令和5年度でありますので、実施計画の3年目を迎えているわけではありますが、この業務状況関係報告書の5ページに記入がありますが、令和5年度中に5事業者共通の施設整備計画を策定するとありますが、現在の協議の内容についてお伺いをします。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

お答えいたします。業務状況関係の報告書に記載の事項のご確認と認識しております。

令和5年5月に再構築に必要となる施設整備の概要を5事業者で策定しております。

現在、この概要をもとに、費用負担のあり方、施設整備の具体的な内容や工程、上流取水に向けた河川協議に関する事項について検討協議を行っているところでございます。以上です。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

はい。今の説明で、5事業者の施設整備であったり、費用負担や工程ということでございますが、何か課題的なことは聞いてるんですけど、上手く5事業者で進んでる感じなんですか、お伺いします。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

費用負担のところにございましては、管理者、それから部長級をはじめとしまして、鋭意方向性の確認、方向性についてですね、協議の方お願いして進めておりまして、概ね方向性もですね、見えつつあるのですが、まだ現在協議中ということで、この場では控えさせていただきます。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

5事業者が同じベクトルだっていうわけでしょうけども、これは一番先ほど言った大前提の再構築の取組みということではありますが、様々な衝突もあるでしょうし、各5事業者が抱えてる課題が違うところもあるんでしょうけども、大変だと思いますが、企業団として、上手だということおかしんですが、調整を行っていただきたいなど、こんなふうに思いますが、今までの中で決定したこととかあるんですか。ここに書かれてる以外で言える範囲で。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

お答えいたします。具体的に協議を始めてる事項がございまして、こちらの方は議員おっしゃいましたように、費用負担のあり方、施設整備の具体的な内容や工程のほか、水利権の整理、取水・浄水の一体的運用に関する仕組みの構築、上流取水に向けた河川協議、それから補助金に関する事項などがございます。ただいずれも現在、関係者もしくは5事業者間で協議を行っているとございまして。以上です。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

今出てきた5つ、特に水利権の問題なんかは、難しい話なのかなと思いますが、一足飛びには解決できないんでしょうけど、じっくりとやっていただければとこんなふうに思います。

再構築についてはこのぐらいで、次に財源確保に向けた国への要望活動、これ私先般も少し質問させていただきましたが、各事業者の負担を軽減する上で大変重要であると思います。

財源確保に向けた、どのような活動を行っているのか、話せる範囲でお聞きします。

○森委員長

入江企画調整課長。

○入江企画調整課長

財源確保に向けた活動の状況でございます。

今後の再構築事業のですね、各事業者さんの負担を軽減する、そのためにはやはり財源としてですね、国庫補助金を導入することが、私どもも不可欠であるというふうに認識しております。

そこでまず、厚生労働省に対しましてですね、県の政策部と5事業者で連携しまして、かなり緻密にですね、再構築事業への財政支援の要望を行っておるところです。

またですね、来年、水道の所管省庁が、厚生労働省から国土交通省へ移ります。この機会をとらえまして、新たに国土交通省を加えた厚生労働省と国土交通省両省と、当企業団含む関係の企業団で構成される企業団協議会で、意見交換会も行っております。

その中でですね、まさにこの5事業者の再構築事業というものが、国土交通省が主導する、強靱化の取組みに直結するものであるといったことをかなり強くこの間主張させていただいているところでございます。以上でございます。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

はい。国が進めてる国土強靱化や脱炭素にも資するってのは間違いない話で、これをね絡めて、説得していくっていうか、話を作っていくんだと思います。

国の補助金対象の内容が、水道事業の統合だとか一本化っていうこと。これは、神奈川も含めて、事業体だと滅多にないんでしょうけど、様々な都道府県で、形態があると思うんですね。

この辺をよく理解をしていただけるような、一つの説得ですかね、説明をしていくってことが、大事だと本当に思います。

私なんかは、国が言ってるのと、大して変わらないのかなと、こんな 気もしてるんですが。今ご努力をしているということなので、進んでいって欲しいなと思います。

ちょっと話変わりますが、先般、浅羽企業長が自民党の水道議連ですか。そこで神奈川県内の5水道事業者による水道システムの再構築の取組みについて、ヒアリングをしてくれということで、やってきたとお聞きしておりますが、その内容と、反応をお聞かせ願えればと思いますが。

○森委員長

浅羽企業長。

○浅羽企業長

お答えいたします。

自由民主党の水道事業促進議員連盟というのをごぞいまして、そこからのご依頼を受けまして、先月10月12日の日に、議連の総会に出席させていただきました。

総会には、厚労省、国土交通省の幹部も招かれておりました。当日は当企業団を含む3つの水道事業者が招かれておまして、当企業団からは今まさに進めようとしている、再構築事業についてご説明をさせていただきました。

内容といたしましては、やはりこの将来にわたって持続可能な水道事業っていうのを経営していくためには、今後の人口減少社会を踏まえて、今ある施設の再構築。いわゆる人口減少に合わせて、施設の再構築、ダウンサイジングを進めていくこと、これが必要であると。

また、浄水場相互で水道水の融通ができるよう、浄水場同士をつなぐ連絡管を整備して、水道システム自体の強靱化を図る。さらには川の上流からの取水を優先して、電力量を削減し、維持管理費を削減。これは脱炭素化にもしっかりと繋がること。この3本の柱を中心にご説明をさせていただきました。

あまり詳細に説明してもですね、印象に残らないと思ひまして、この再構築、ダウンサイジングと強靱化と脱炭素。この3つを強力にアピールをさせていただきました。

とりわけ来年度から水道行政が国土交通省に移管をされますが、国土交通省は国土強靱化施策を指導的に推進しておりますし、また水利権など河川行政、これも担っておりますので、私どもの水道システムの強靱化ですとか、上流取水の取組みに対しまして、非常に大きく国土交通省に期待を申し上げているということも訴えて参りました。

議連の皆様の反応でありますけれども、やはり総会の時間が非常に短時間であったということから、質問はわずかでありましたけれども、寄せられた質問は私ども企業団の取組みに関するものだけでございました。

強靱化や脱炭素化を図る上で、当企業団の再構築、また上流取水の取組みは非常に効果があると、そういうことについては認識していただけたのではないかと、非常に感じているところでございます。以上です。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

はい。企業長としてのお仕事をしたことで、大変ご苦労さまでした。

そこは今ね、一番力説してきたのは何かなとお聞きしようかなと思ったんですが、ダウンサイジング、強靱化、脱炭素、これ一番力説してきたなっていう感じで今お聞きしましたが、向こう側が特に興味持ったのはどれですかね。

○森委員長

浅羽企業長。

○浅羽企業長

議連の皆様方が一番興味を持ったというか、関心を示していただいたのは、やはり上流から取水することによって、水道事業でも脱炭素化が図れると。この部分は非常に興味を持っていただきました。

ですから当日議連の総会の中で、先ほど国土交通省幹部が出席したというお話をさせていただきましたが、議連の皆様から、国土交通省の幹部に対して、上流取水っていうものはどう思うんだというような、逆質問が飛びましてですね。その時に国土交通省の幹部の方々は、もともと我々の取組みについての評価をいただいていたところでもありますけども、そういう中においても、国土交通省としても、水利権の運用について、協力をしていきたいというようなご発言があって、少し良い反応がいただけたかなというふうな感触を受けたところでございます。

ただ、やはり私ども一番強く主張させていただいたのは、先ほど申し上げましたように、この補助金の獲得であります。脱炭素も非常に大事なんですけど、やはりこの水道施設の再構築を進めるためにいかに財源を確保するか、これが一番問題でありまして、やはり、まさにこの今時代が大きく変化をしております。

一番最初、企業団が創設したときには、量の確保というのが非常に大きな課題でありましたので、ダム建設ですとか、浄水場建設ですとか、取水堰の建設ですとか、多大なご支援を国から国策としていただいた訳です。ところが今は、だんだん人口減少になってくる。ただ、その人口減少になっている時代であっても、今回の再構築で申し上げましたとおり、浄水場は増強しなけ

ればならない。バックアップするための連絡管を新たに整備しなければいけない。やはり新たな先行投資が必要となる。それをただ単にダウンサイジングすると言っても、浄水場をただ廃止すればいいというわけじゃなくて、やはり強靱化する施設にするだとか、そういうことのための費用が必要なわけであります。

そういう費用を、水道事業は独立採算制であるから料金体系でやると、こういうふうにおっしゃられてもなかなかできない。また逆に、そういうものを進めようとしている水道事業者の足かせにもなりかねない。

是非ともそういう中核的な施設、意義がある目的のある施策については、是非とも強力な国の支援をお願いしたい、これを一番強く訴えてきたところでございます。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

はい、ありがとうございます。

たしかにね、独立採算制でやるのは無理がありますよ。こういった改革をしているときには、少し数字のことで聞きたいんですけど、施設整備費が 1,310 億円と私は記憶しているんですが、これは 5 事業者が各々負担する予算っていうのは、いくらぐらいなんですか。

○森委員長

入江企画調整課長。

○入江企画調整課長

先程ですね、再構築に関わる費用負担については、企業団もですね、料金で負担するといったところでですね、検討を進めているというご説明をさせていただきました。

今ですね、再構築のための 5 事業者共通の施設整備計画の具体的な工程ですとか、あとは工事の内容ですとか、そういったものですね、施設整備計画っていうのを、今年度中に策定するといったところで、今検討を進めておりまして、今後それが工事の時期ですとか整備費用といったものが明らかになります。

企業団としましては、それを踏まえて、しっかり 50 年、30 年っていう長期の収支見通し、財政の収支見通しといったものを企業団の方で作りまして、長期的にはですね、損益が赤字になったら、資金不足にならないような適切な時期に、費用負担とか、料金の改定といったものをお願いしていくって形を考えております。

したがいまして、ちょっと現時点では5事業者がどのようにその費用を負担するのかとか、負担の発生する時期については未定の状況でございます。

明らかになり次第、しっかりご説明させていただきたいと思っております。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

1,310億円というのは、水道システムを新しくするための費用で、絶対予算がこのぐらいかかります。あと5事業者は通常のメンテナンスやってるわけだから、そっちから、それは本当に難しいのかなと思いますから、1,310億円前後については、国の補助金でできれば100%賄いたってのは、どうも本音だなと、こういうことだと思いますが、この辺の、企業長としては何とかかなりそうなんですか。これが崩れると、すべてが崩れるような気がするけど、どうでしょうか。

○森委員長

浅羽企業長。

○浅羽企業長

補助金獲得に向けまして、何とかなると力強くお答えしたいところではありますが、それが実現するということの確たる思いにはまだまだ至ってないという状況であります。

やはり財源には、国の財政も限りがありますので、その限りがある中でどういう国の施策として合致させていくか、ということが最も大事なポイントであろうと思っております。

ただ、現在厚労省、国土交通省ともに、私どもが進めているこの再構築の取組みについては先ほど申しあげましたように、高い評価を受けているところであります。

ですから現在水道事業が国土交通省に移管されます。これを念頭に置きまして、9月以降、2度にわたる両省との意見交換会、これまた12月も実施いたしますが、それを重ねて参る所存でございます。

とりわけ、国土交通省が主導する国土強靱化ですとか、さらには、精度を上げてやっている脱炭素化、こういうものをキーワードとして、何とかこの、しっかりと補助制度を作っていたら、この補助制度を活用することによって、我々企業団のやってることは、都市部の水道事業の再生のモデル事業なんだということ、引き続き訴えて参りたいというふうに思っております。

ただ、なかなか私ども力だけでは実現できない部分もありますので、委員の先生方の大所高所からのご指導、ご支援もよろしく願いいたしたいというふうに感じてる次第でございます。

以上でございます。

○森委員長

桐生委員。

○桐生委員

はい。ありがとうございました。

最後の要望を言わせていただきます。

5事業者が目指す水道システムの再構築は、将来にわたり安定して、水道事業を継続するためには非常に重要な、また成就しなければならない取組みであると思っております。財政支援の有無が事業の成否を占う大きなポイントであるとも考えます。したがって国に対して粘り強く、あらゆる方策を講じて、国の財政支援獲得に向けて取組んでいただくよう要望いたします。

○森委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

川島委員。

○川島委員

ご説明ありがとうございました。

私からはちょっと大きく2点ほど質問させていただきたいと思います。

今のトレンドであります、物価高騰と人材不足という点で、少しご説明いただいた、経営基盤の強化に関連して伺いたいと思いますけれども、老朽化対策等ですね、この施設整備、また設備更新に係る物価高騰、資材不足などの影響についてですね。もう気が早い話になりますけれども、なかなか終息が見えない中で、次年度に向けたですね、予算の確保という部分を、どの程度、現状、今の現段階でですね、加味をされているのか。また動力費に係るですね、光熱費の高騰についても、現状では収束の見通しが立っておりません。こちらについても長期化するということも念頭に置いておいた、そうした予算の確保が必要になってくると思います。

同様に2点ですね、今後の見通しについてご見解を伺いたいと思います。

○森委員長

菱山財務課長。

○菱山財務課長

施設整備や施設更新に係る物価高騰であったり、資材不足についての、来年度予算についての対応。それから、動力費の高騰についての、今後の予算確保の見通し等についてご質問いただきました。

現在、来年1月の定例会に向けて、まさに予算の編成作業を進めているところでありますが、委員ご指摘のとおり、施設整備に係る労務単価や資材単価の高騰はもちろんのことですが、維持保全に係る委託料であったり、材料費等についても、予算策定にあたり徴収した見積もりが軒並み上昇傾向にありまして、非常に予算編成に苦慮しているところであります。また、資材の不足や納入までの期間の長期化が原因で、長期の工期を要するような事例も多く見られ、この点も事業推進における大きな課題であると認識しております。

物価の高騰につきましては、一律に上昇幅を加味していくということは考えておりませんが、設計歩掛の改定内容であったり、見積もり等で把握できているものにつきましては、しっかりと予算に反映させていきたいと考えております。

また、資材不足等の影響につきましては、余裕を持った工期の設定であったり、適切な債務負担行為の設定等により、滞りのない事業推進となるように努めて参りたいと思います。

続きまして、動力費の高騰についてでございます。

近年の燃料価格の高騰や円安傾向に伴う電気料金の上昇による企業団動力費の増加は、財政収支に非常に大きな影響を与える新たな要因となっております。

昨年度は補正予算、約12億円の対応が必要となり、最終的な決算額といたしましては、当初予算比では10億円以上の予算超過という状況となっております。現在、動力費は今年度に入り、少し落ち着いた状況になっており、企業団の用水供給に係る1立方メートル当たりの動力費につきましては、昨年度末、2月のピーク時に比べまして、9月の実績では3割程度減少した状況にあります。

しかしながら、市場の円安傾向は依然続いております。また、ウクライナ情勢や、最近では中東情勢というような国際情勢の悪化によるリスクというものが依然残っておりますので、今後も電気料金に影響を与えます、外的要因が不透明な状況、これが続くものと見込んでおります。

企業団における動力費は、水道用水の生産、構成団体への送水に必要な不可欠なものであることから、安定供給に支障が出ないように、今後の燃料価格や燃料費調整単価等の動向に注視しながら、必要な予算措置等については、機動的に対応して参りたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○森委員長

川島委員。

○川島委員

はい。ありがとうございました。

物価高騰はですね、基本的にもう皆さんの方でコントロールできないもんだと思いますので、かといってですね、とはいえ、出ていくものが増える中で、やはりいかに支出を抑えていくかっていうことが皆さんね、やはり腕の見せ所でございますので、先ほど決算の内容も見さしていただきましてけれど、純利益をね、確保しているもののやっぱり、前年に比べるとね、結局やっぱり需要減に伴う収入減。それに対比するようにこうね、物価高騰の影響もあって、支出が増えていくってというようなことがね、やっぱり続きますと、やはりこの経営状況にもね、大きく影響してくると思いますので、ぜひその支出の部分をね、コストを削減という部分では、ご努力をいただきたいと思っております。

続きまして人材不足の部分についてですね、2点ほどお伺いしたいと思います。

こちらの、先ほど説明にもございましたけれども、DXの推進状況ですね。ちょっと具体的に伺いたいと思います。また、ドローンによるですね、施設点検の共同開発が開始されているということでございます。具体的な取組みについて伺いたいと思います。また、本格的な研究開発ですね、以降、本格的な導入を目指す場合、どのような効果を期待されているのか。

ご見解を伺いたいと思います。以上です。

○森委員長

山口デジタル推進課長。

○山口デジタル推進課長

私の方からDXの推進状況についてご説明させていただきます。

DXはビジョンにあるですね、経営基盤の強化の取組みの中の取組みの一つとして、令和3年度から取組みを開始しております。

令和3年度に策定したDXの基本方針において、目指す姿をデジタル技術の活用の効果により、迅速な課題解決と確実な水道事業運営が持続的に推進できる、ということを定めております。

今年度は取組みの方向性と具体的なアクションを定めてDXの実行計画を策定いたします。

今年のアクションはですね、電子決裁文書管理システムという、紙による業務をですね、デジタルに移行していこうということで、まずはこの取組みをやっております。もう一つは無線LANだとかですね。

今、実は企業団のパソコンはデスクトップで持ち歩き出来ないんですけど、これをノートブックにするということで、この働き方の改善を視野に入れたですね、デジタル基盤の整備を進めておりまして、今年度中に完了する予定でございます。

以上でございます。

○森委員長

川島委員。

○川島委員

はい。ありがとうございます。

是非ね、大事な部分でございますので、進めていってください。

○森委員長

村山浄水課長。

○村山浄水課長

ドローンによる共同研究についてですね、私の方からご回答させていただきます。

この共同研究は、令和5年1月31日から令和5年3月31日というふうなことで、昨年度末に完了してるものでございます。

民間業者2社と実施したものでございます。

研究の目的は、実施設へのドローンを活用した点検の業務効率についての実証と評価。併せて高所の用地診断等の付加価値を創設することにあります。

当企業団は、綾瀬浄水場と相模原浄水場と、あとは企業団の水管橋、こちらを対象にドローンによる撮影を行いまして、撮影の状況の評価と撮影された画像の評価及び画像解析をもちまして、AI解析、錆の検知だとかですね、ひびの検知の実施、評価を行ってございます。ドローンで撮影された画像についてはですね、非常に良好であり、人による目視点検と同等以上の効果があったと。AI解析についてもですね、撮影画像からひびの検知については、目視と同等以上の効果があるというふうに評価をしています。

今後、導入に向けて、これまで水管橋等、高所部とか、そういう目視点検っていうのが、非常に足場を組んだり、あと作業員の安全対策等で、非常にお金もかかると、危険も伴うというふうなところですね。今後これら点検業務について効率化、リスクの低減というようなことを期待ができるというふうなことで、本研究の結果を受けて、維持管理業務への活用に向けた検討を現在内部で行っているところでございます。

以上です。

○森委員長

川島委員。

○川島委員

はい。ありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、2024 年問題ってということで、あらゆる業界でですね、この人材不足が懸念をされております。このインフラの維持、また整備に関わる人材についてもですね、同様かと思えます。

企業団においてもですね、人材の育成確保っていうことも大きな課題ではございますけれども、長期的に見ればですね、こういった人材不足を補う。先ほどご説明いただいた DX の推進による業務の効率化、またドローン・ロボット等を活用した取組みがですね、今後も一層求められていると思っておりますので、今後のですね、取組み方針など、ご見解をいただければと思います。以上です。

○森委員長

山隈副企業長

○山隈副企業長

はい。ご指摘のとおり、2024 年 4 月の働き方改革関連法案の適用の拡大によりまして、人材の確保はさらに困難な状況になると見込まれます。こうした状況の中で ICT やロボットを最大限に活用していくことは、コストの面だけでなく、事業継続という面からも大変重要だと考えております。

現在実施している取組みといたしましては、先ほどの答弁がありました、DX の推進、ドローンの活用のほか、工事監督を行う職員が現場まで出向くことなく、施工業者が撮影した映像に基づいて、工事の状況確認を行うことや、調整池のですね、清掃に水中ロボットを活用するなどがございます。

今後も引き続き、新たな技術を積極的に活用いたしまして、再構築事業がピークを迎える令和 12 年時点においても、現行の職員定数 400 名の中で対応できるように取組んで参ります。

○森委員長

川島委員。

○川島委員

はい。ありがとうございました。

再構築事業に合わせましてですね、令和 8 年度以降はですね、質も大きく広がるという中で、様々な取組みが必要になってくると思えます。

今後もですね、こうした最先端の取組みをですね、取り入れていただきながら、経営のね、強化を行っていただきたいと思えます。

以上です。

○森委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

木庭委員。

○木庭委員

ご説明ありがとうございました。

私は2ページの自然災害や多様なリスクへの対応強化について何点かお聞きしたいと思います。

川崎市としても将来を見据えまして、企業団からの受水を増やす方向で施設整備を推進して参りましたので、やはりこうしたね、多様なリスクへの対応強化っていう取組みは大変重要と考えております。

そうした中で、1行目にありますけれども主要施設の耐震化完了という目標達成に向けて計画どおり進めましたというふうにあります、耐震化については調整池等の耐震補強工事の実施とありました。この部分について、概ね何ヶ所に実施したのか、もしくは何割完了してるのか伺いたいと思います。

○森委員長

小金事業計画課長。

○小金事業計画課長

お答えいたします。現在ですね、調整池といいまして、飲み水を溜める池でございますね、こちらのほうの耐震の実施状況でございますけれども、こちらの方は概ね8割。現時点の進捗状況ということでいきますと、82.4%程度と試算しているところでございます。

以上です。

○森委員長

依田建設部長。

○依田建設部長

耐震補強を行った箇所数なんですけれども、箇所数としては数えてないんですけれども、基本的にですね、取水堰から、それから導水ポンプ場、浄水場、調整池、送水ポンプ所等を一応すべて診断を行いまして、それで補強の必要な施設について、耐震補強工事を行ってきたというような状況でございます。

診断の結果、むしろですね、補強がいらなかったというような施設の方が少ないというのが現状です。

例えばですね、浄水場でいきますと、西長沢浄水場のろ過池、それと相模原浄水場のろ過池については必要がなかったというような状況になっております。それと飯泉ポンプ場の沈砂池、これも必要がなかったということで、導水施設に関しましては、相模原ポンプ場の吸水井、それと淵野辺接合井というところが必要がなかったということです。ポンプ場に関しましては、港南台ポンプ場と小雀ポンプ場で、送水施設に関しましては、目久尻川の水管橋と多摩川の水管橋、それと調整池に関しましては、相模原の高架調整池ということで、それ以外の施設はほとんど補強工事を行ったというような状況になっております。

また企業団の施設でですね、相模川水系建設事業が平成 10 年度から供用開始したわけですが、実は平成 7 年度の阪神大震災以降、基準が結構強化されてきたというような状況にあります。

実際にですね、耐震設計というもので作られた施設というものに関しましては、社家取水管理事務所の取水堰、それと調整池に関しましては伊勢原調整池 2 というやつですね。それと相模原 PC 調整池と太田和調整池というような状況になっております。状況については、大体の施設で行ったというような状況でございます。

○森委員長

木庭委員。

○木庭委員

はい。詳しくありがとうございました。

今ちょうどね、阪神淡路の話をしていただいたので、ちょっと伺いたかったんですけども、東日本大震災では、その津波が河川を遡上する事例も多くありましたので、やはりその河川の強化、ポンプ場などでの強化も必要だと思うんですけども、それを教訓として強化した取組みがあれば伺いたいと思います。

○森委員長

三橋危機管理室長。

○三橋危機管理室長

はい。東日本大震災を教訓とした取組みということで、ご説明をさせていただきます。

まず、企業団が教訓として取組んだこととしましては、大口径管の備蓄と非常用発電設備の燃料確保ということで対策を行いました。

最初に一つ目としまして、大口径管の備蓄についてですが、大震災では、飯泉取水管理事務所からの導水管の継ぎ目の部分が一部損傷しまして、漏水が発生しました。その修理にあたっては、

調達に大口径管とか、補修資機材とかが調達に時間がかかったため、20 日間にわたって水を止めなきゃいけないという状況に至りました。

そこで、企業団といたしましては、内径 3,100 ミリメートルを初めとした大口径管等の注文調達が必要になってくるようなことを踏まえまして、管と補修資機材の備蓄を進めることにいたしました。現在は 3,100 ミリメートルの導水管 10 本と。補修資機材 16 組を飯泉取水管理事務所で備蓄しております。もう一つの非常用発電設備の燃料確保についてでございますが、同じく大震災では計画停電によって、浄水場や取水管理事務所において、非常用発電設備の燃料である灯油の確保に大変苦勞いたしました。

そこで、現在では、燃料供給会社 2 社に対して、保管料を払って企業団用の燃料を常時確保していただくという、ランニングストック方式と申しますけれども、そういった方式で燃料を確保するという取組みを行っております。

以上です。

○森委員長

木庭委員

○木庭委員

はい、ありがとうございました。あともう 1 つなんですが、1 ページのところに第 2 警戒態勢が、飯泉と社家、それぞれ 1 回あったというふうに記載がございます。

昨今ゲリラ豪雨であったり、線状降水帯の発生や、台風の大型化など経験のない自然災害が増加しておりますので、河川に隣接する施設の浸水対策というのが重要かと考えます。

これについての対策について伺いたいと思います。

○森委員長

小池浄水部長。

○小池浄水部長

浸水対策のお尋ねであったかと思いますが、まず浸水対策の実施検討するのに至った経過でございますけれども、神奈川県が平成 29 年 3 月に発表いたしました、災害規模の降雨を想定いたしました、洪水浸水想定区域図が発表されましたけども、これによりますと、飯泉取水施設では、浸水水位が 1.5 メートルから 2.0 メートル。一方で社家取水施設では、浸水水位が 0.5 メートル程度ということに評価されたところでございます。

これに対応するためということで、令和元年度から令和 2 年度にかけまして、飯泉ポンプ場と社家ポンプ場の浸水対策に関する検討業務委託を実施いたしました。その結果に基づきまして、

令和3年度から5年度にかけて、施設を全周防水壁で囲う対策とすることにいたしました。これに基づきまして、さらに、基本設計及び詳細設計業務を実施していくこととさせていただきます。

続きまして、令和6年度からの話になりますけれども、今申しました、二つの設計業務委託の結果に基づきまして、令和6年度からは飯泉ポンプ場と社家ポンプ場の防水壁の設置工事を行う予定となっております。

飯泉につきましては、令和8年度、社家取水管理事務所につきましては、令和7年度に完成する予定でございます。

また、社家よりも、想定水位が高い飯泉についてでございますけれども、令和4年度までに施工して、本館地下ポンプ室、或いは地下の電気室、こういったところが水没が予想されることがありましたので、こういった重要箇所につきましては、ドアやギャラリー、こういった開口部に水が入らないよう、防水仕様に改良したところでございます。

浸水状況の検討状況につきましては、以上でございます。

○森委員長

木庭委員。

○木庭委員

はい。ありがとうございました。

もう1つ、ちょっとこれについて、もしわかる範囲で結構なんですけど、先ほどちょっと追加いただいた資料で、個別に取水対策、洪水時への対応として、関係機関の名前が国土交通省の京浜河川事務所であったりとか、ダムの管理事務所とか、あと海老名とか厚木の消防本部であったりとか、警察との連携というものが書かれているんですけども、このときの連絡体制っていうのはどのように整えられてるのでしょうか。

川崎の方では、以前、令和元年東日本台風の時に、ファックスでやりとりをしていて、連絡の不備があって、ちょっと被害が生じてしまった部分があったので、それを契機にLINEを使ったりですとか、そういう対応に変更しているんですね。

このちょっと連絡体制も重要かと思うので、もしわかる範囲で結構ですので、対策がとられてるのであれば教えていただきたいと思います。

○森委員長

村山浄水課長。

○村山浄水課長

はい。まず、飯泉・社家で、警戒態勢入ったという連絡につきましては、夜間休日、常駐してない箇所についてはファックスとなるんですけども、基本的には電話連絡ということで、今のところ倉庫に定形の記録用紙がありますので、それでしっかり連絡したというふうなことを残すというふうな形でですね、双方の連絡体制というふうな形でやってございます。

それ以外にもですね、ダム連絡、管理事務所の方からですね、令和元年の台風19号の対応を機にですね、ダムの関係者への連絡体制ということで、LINEワークスという通常のLINEの事業者版みたいなものを使いまして、関係各所にですね、河川事務所の方からLINEを送ると。LINEワークスはですね、記録、どこが受け取ったか受け取ってないかというのもわかりますので、そこで一応、河川管理者の方から、関係市町、関係行政に送ったというふうな形で確認できるような、そういう体制を整えて、定期的にこれは訓練ということも、年に1回やっておりますので、それ以降は、即時対応できるような形で今対応しております。

以上です。

○森委員長

木庭委員。

○木庭委員

はい。ありがとうございました。今のお話伺って大変安心いたしました。

もうリスク対策であったり、着実に取り組まれてることもわかりましたし、今後、再構築事業が本格化していくことにもなりますので、こうした再構築化とあわせまして、リスク対策も一層に取り組むことを要望いたしたいと思います。

あともう1つやはり洪水警戒体制についてなんですけれども、やはり川が増水を始めたら、こうしたものは不可能になって参りますので、釈迦に説法ではございますけれども、昨今線状降水帯なども多発しておりますので、想定外の事態も想定した対応を図っていただくことを要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○森委員長

他にご質問はありますか。

山下委員。

○山下委員

すいません。先ほどの川島委員のご質問に関連して人材確保の件で確認したいんですが、現状ですね、人材不足というのは、様々な企業からよく聞く話なんですが、企業団としては、現在の

人員数というのは、足りてるという認識でよろしいんですか。それとも足りていないという認識でよろしいですか。

○森委員長

佐藤職員課長。

○佐藤職員課長

現在の人員計画は立てておりまして、令和3年度からですね、ビジョンが始まって、これから再構築っていうことで、人員をですね、令和元年度あたりから、少しずつ増やしております。

計画通りに一応採用はできて、今のところいるかなというふうには思っておりますけれども、現状、予定した人数よりも若干欠けている状況ですので、予定通りには採用はできているものの、若干、全体数としては、少し退職された方もおりまして、欠けている部分があるというふうには認識をしております。

○森委員長

山下委員

○山下委員

先ほどね、山隈副企業長から定数約400名という話からお聞きしたんですけどね。

先ほどの議案の中でもありました決算書の中の人員数で言うと、今おっしゃられたように確かに正規職員としては増えてるっていう状況ですが、一方で、会計年度職員がここのところはずっと、令和2年度ですか、もう増えてきてるということですが、私の認識ですと、わりとこの企業団の仕事からすると専門的な、なんでしょうね、スキルを持った方っていうか、長く採用していただいて、スキル積んでいただくっていうような形の仕事じゃないかなと思うんですが、この会計年度任用職員というのはどういう形で使ってるのか、それは単純に人件費として、バッファとして使っているのかその辺をちょっと教えてもらいたいです。

○森委員長

佐藤職員課長。

○佐藤職員課長

会計年度任用職員につきましては、数年前に総務省の方で、こういった会計年度任用制度ということで整備をされまして、以前は非常勤というふうな形で言われたかなと思います。

この会計年度任用職員ができる業務というのは、政策業務以外の業務については携わることができる。中には短時間勤務のものとフルタイムのものがあることになりましたけども、それは、やっていただく時間数が違いますので、業務量の差ということになっております。

企業団の中で、今 50 名ちょっとぐらいですね、会計年度任用職員おりますけれども、各浄水場ではですね、そういった限られた政策業務以外ということですので、簡単な点検業務であるとか、薬品の受け入れ作業とか、そういったところにやっております。それから事務職については、一般庶務的なところを担っていただいております。

50 人ってということで、かなり多いというふうに思うかもしれませんが、企業団、本庁以外にもですね、7 事務所ございますので、そういったところを含めると、大体 50 名ぐらいの人数になってしまうということになります。

○森委員長

山下委員。

○山下委員

これ同時にね、DX などを進めていくってことはもう計画の方針の中で示されてますけども。これはやはりそういった DX だとか業務の効率化をすることによって、この会計年度任用職員は今後ある一定数に留まるということもあるという認識でよろしいでしょうか。それとも一定すれば 50 ぐらいは最低必要なのか、もうこれがマックスだと、これももう少し減っていくのかなど。その辺の認識はどうなんでしょうか。それだけ一個聞かしてもらいます。

○森委員長

佐藤職員課長。

○佐藤職員課長

実はこの会計年度任用職員の中には、2 種類といいますか、企業団 OB 職員であったものが退職をされて、再任用職員も終えられた方についても、その後、継続で雇っていく場合には会計年度任用職員という形になっている者がございます。

つまりこの 50 人のうちのですね、20 人から 25 人の半分ぐらいがですね、そういった形の者がおまして、そういった方は実情申し上げますと、一人工というような形で、カウントしてる部分がございますので、一定人数は、常日勤ということに振り替えていくということになると考えますと、今 50 人の会計年度任用職員ですけれども、これを上限として、若干少し会計年度任用職員の数ということでは、下がってくるのかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○森委員長

よろしいでしょうか。他に質疑ある方。

質疑ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

日程第2については、本日はこの程度にいたしたいと思いますがご異議はございませんでしょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

よって、次回、引き続き調査を行います。

次回の委員会は11月20日、午後2時から当委員会室で開催いたします。

なお、開催通知につきましては、ただいまの出席の皆様には、省略させていただきます。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でございました。

広域水道常任委員会記録

令和5年11月20日（月）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和5年11月20日(月)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 森 正明 副委員長 本石 篤志
委員 嶋村 ただし 委員 桐生 秀昭
委員 山下 正人 委員 尾崎 太
委員 花上 喜代志 委員 橋本 勝
委員 木庭 理香子 委員 川島 雅裕
- 4 委員外議員 議長 佐藤 祐文
- 5 議事説明者 企業長 浅羽 義里 副企業長 山隈 隆弘 理事 秋元 康由
危機管理室長 三橋 俊郎 総務部長 津田 宏 浄水部長 小池 健一
建設部長 依田 一仁
ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 大江 伸治 ほか書記5名
- 7 議事日程
 - 第1 付託事件の審査
 - 議案第5号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業
会計における利益の処分について
 - 認定第1号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業
決算の認定について
 - 第2 業務状況関係の調査

○森委員長

それでは、ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

これより日程第1付託事件の審査及び日程第2業務状況関係の調査を行います。

はじめに、委員会の運営についておはかりいたします。

委員長といたしましては、前回に引き続き日程第1及び日程第2について質疑を行い、日程第1付託事件の審査について採決というように考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、前回説明のありました日程第1及び日程第2について質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

橋本委員。

○橋本委員

すいません、ちょっと通告しなくて恐縮なんですけども、1点だけ教えてください。

いろんな要望活動されて国庫補助をとるための活動されているということなんですけど、この国庫補助はですね、令和何年度から国のほうに、いわゆる採択してもらおうというような考えでいるのかを教えてくださいませんか。

○森委員長

菱山財務課長。

○菱山財務課長。

はい、お答えいたします。

国庫補助につきましては、ちょうど来年度から水道の行政の所管部署が、厚生労働省から国土交通省に変わるということで、我々職員が今、厚生労働省に行っておるんですが、中の情報を聞いても、まだどういう補助制度になるのかという概要がつかめていないというのが実情でございます。

一方で、現行の補助金につきましては、私ども令和5年度で主要施設の耐震化が終了するということで、一旦もらえる補助金のリストがなくなる状況にありますので、これから新たな補助金の獲得に向けて今鋭意努力をしているところです。

これにつきましては、今の厚生労働省の補助制度がそのままスライドしていくのか、それを1回、いわゆるクラッシュビルドな形で補助がつくられるのか、その辺りも今情報収集中ですので、なかなかまだ今いつからというのが申し上げにくいところではありますが、なるべく早い時期に、的確に補助金を獲得できるように努力してまいりたいと。

すいません、あんまり時期についてお答えできる状況にありませんが、そのように考えております。

私からは以上です。

○森委員長

橋本委員。

○橋本委員

ありがとうございました。

ちょっと頭によぎったのがですね、現行のこの今のダウンサイジングの計画の後半の5年間の事業費というものが、増加するということだけの見通ししか出てなくて、数字が落とされてない中で、それで国庫補助をつけてくれということ自体が、事業費が明らかになってないのに、少しちょっと足かせになる可能性があるのかなと思ったりもしたんですけども、今のお話ですと、新たなスキームをつくってもらうための要望活動で、いつからかまだわかんないということですから、事業費自体はそのうち明らかになると思うんですけども、それとの関係性はないのかなということも理解させていただきましたので、ありがとうございました。

○橋本委員

花上委員。

○花上委員

今の質疑はね、大変私も大事な話だなあとあって今伺ってましたが、前回も桐生先生からですね、国の見通しについてね、質疑はありました。

やはりこれについてはしっかりですね、企業長としても対応していただきたいなど、このことを強く要望しておきたいと思います。

それからもう1点ですね、伺いたいのは、先日の委員会では、今後の事業量とですね、それから人材の確保育成に関する質問がありましたよね。これらの質問というのは、やはり再構築事業の実効性、これをどのように担保していくのかと。このことを確認する質疑だったというふうに思っておりますけれども、私もこの委員会ですとね、再構築事業の効果ね、いわゆる「モノ」に

ついてですね、質疑を行ってまいりましたし、それを支える財政運営、これは「カネ」ということとなりますが、それについて確認を委員会でもしてまいりました。

また4つの構成団体がですね、個別の利害を乗り越えて取り組む。このことが非常に難しいなと思うことも、かなり今までのやりとりの中でですね、理解したところであります。

この利害を乗り越えて、しっかりとですね、企業団として取り組んでいくと、この姿勢がすごく大事ではないかなというふうに思うんですけども、そうした意味では、企業団がですね、再構築事業を安定的に進めるためにはですね、ヒト・モノ・カネ。このバランスがしっかりとれていくということがですね、非常に重要だと、こういうふうに思うわけですけども。

そこで企業長にですね、お尋ねしますけれども、水道システムの再構築という、この難しい局面をですね、企業団としてどのように今後乗り越えていくのかですね。改めて企業長のお考えをですね、聞かせていただければと。

○森委員長

浅羽企業長。

○浅羽企業長

これまで花上先生をはじめ、委員の皆様方から、我々5事業者が目指す最適な水道システム、この実現に向けた取組み、とりわけ、この水道施設の再構築に関しまして、ヒト・モノ・カネの視点から、様々なご質問やご要望を頂いてまいりました。

これはやはり県民市民にとって、将来の水道システムがどうあるべきなのか。

また、そのためには5事業者がどのような姿勢で取り組むべきか、これを常に改めて問われていると私どもは考えております。

そういう中、企業団は、再構築事業のメインとなる浄水場の増強、あるいは連絡管、これを整備することによりまして、私ども5事業者の全体の施設能力のうち、企業団が最終的には7割の浄水能力を持つ供給能力を持つということでもあります。

この責任の重さっていうのは、ひしひしと私も含め職員一同、感じているところであります。

この重い責任を担っていくためには、やはり財政基盤を強化すること。先ほど補助金の獲得の話がありましたが、この補助金の獲得をすることによって、水道用水供給事業の実施に充てられますので、そうしますと、構成団体から頂く水道料金、これを相当上げなくても済むんじゃないかと、こんなふうにも考えているところでありまして、この補助金の獲得というのは大きな仕事であらうと思っておるところであります。

以上のことを企業団の組織内で改めてしっかりと認識しまして、私も含め、職員一同、しっかりこの再構築事業の実現に向けて、取り組んでまいります。

よろしくどうぞ指導お願いいたします。

○森委員長

他に質疑はございますか。

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

これより日程第1付託事件の審査について採決を行いたいと思います。

おはかりいたします。

採決の方法については、挙手採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

異議がないと認め、これより採決いたします。

採決は区分して行います。

まず、議案第5号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計における利益の処分について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○森委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第1号 令和4年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定について、認定することにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○森委員長

総員挙手により認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2 業務状況関係の調査についておはかりをいたします。

日程第2については、今回の調査を踏まえ、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中調査を継続することにいたしたいと思いますので、議長あてに申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

本委員会の審査結果報告書及び閉会中継続調査申出書の案文につきましては、正副委員長にご一任を願います。

これをおもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でございました。